

申込方法は各記事  
をご確認ください

郵送・ファクス・メールで申し込む際の必須事項(往復はがきは返信面の表面に返信用の宛先も)  
①催しなどの名称 ②申し込む方の郵便番号・住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号

越谷  
市役所

☎343-8501 越ヶ谷4-2-1  
開庁時間：平日8:30～17:15

### 休日・夜間納税相談

▶日時：▷休日納税相談…4月5日(日)・5月3日(祝) 9:00～15:00 ▷夜間納税相談…4月16日(木)17:15～20:00  
▶場所：収納課(本庁舎2階)  
▶内容：市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付や納税相談(来庁、電話)  
\*夜間納税相談では窓口納付はできません  
☎収納課☎963-9142、HP10274・10275

### 固定資産縦覧帳簿の縦覧

市の固定資産税の納税者(免税点未満の方を除く)は、固定資産縦覧帳簿により市内の固定資産の価格を見ることができます。  
▶期間：4月1日(水)～6月1日(月)  
▶場所：資産税課(本庁舎2階)  
▶対象：土地または家屋を所有する納税者またはその代理人(所有者が亡くなった場合は相続人)。土地のみ所有している納税者は土地の縦覧帳簿のみ、家屋のみ所有している納税者は家屋の縦覧帳簿のみ縦覧可  
▶持ち物：本人確認ができる証明書等。併せて法人は代表者印、代理人は委任状、相続人は相続人であることを証明する戸籍謄本等が必要  
☎資産税課☎963-9148、HP10259

### 固定資産課税台帳の閲覧

市内の固定資産の所有者(免税点未満の方も含む)は、閲覧制度により課税台帳(名寄帳)の写しを受け取ることができます。借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載された課税台帳の写しを受け取ることができます。  
▶期間：通年(開庁日に限る)  
▶場所：資産税課(本庁舎2階)、北部・南部出張所  
▶対象：固定資産の所有者本人またはその代理人、相続人、借地人・借家人(借用に係る固定資産のみ)等  
▶費用：無料(4月1日(水)～6月1日(月)のみ)。借地人・借家人は有料  
▶持ち物：本人確認ができる証明書等。併せて法人は代表者印、代理人は委任状、相続人は相続人であることを証明する戸籍謄本等が必要。借地人・借家人は、借地・借家契約書が必要  
☎資産税課☎963-9148、HP10259

### 国民年金保険料の変更

国民年金保険料の額は、国民年金法に基づき年齢・性別・所得に関係なく全国一律の金額に定められています。保険料は、納付書支払いのほか、口座振替、クレジットカード決済、スマートフォン決済アプリ等で納付できます。  
▶変更日：令和8年4月分から  
▶変更額：▷変更前…月額1万7,510円 ▷変更後…月額1万7,920円  
☎越谷年金事務所☎960-1190、HP9900

### マイナポータルからの国民年金手続き

▶利用時間：24時間365日  
▶対象手続：国民年金加入の届出、付加保険料の届出(辞退)、付加保険料の該当(非該当)の届出、保険料の産前産後免除該当の届出、保険料の免除・納付猶予申請、保険料の学生納付特例申請、口座振替納付(変更)申出兼還付金振込方法(変更)の申出、口座振替辞退の申出。右記の二次元コードから手続き可  
☎ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004・03-6630-2525(050から始まる電話をご利用の場合)、HP9898

### 令和8年度市民税・県民税・森林環境税の証明書の交付

令和8年度(令和7年分)の市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書の交付の開始は、下記のとおりです。  
・給与から特別徴収(差し引き)の方…5月18日(月)  
・普通徴収の方…6月4日(木)  
・公的年金から特別徴収の方…6月12日(金)  
・コンビニエンスストアで取得の方…6月12日(金)  
\*交付開始までは、令和7年度(令和6年分)が最新年度です。証明書の提出先に対象年度を確認し、交付を請求してください  
☎市民税課☎963-9144、HP10227

### 介護保険料の算定に係る特例の適用

一部の方の令和8年度介護保険料算定では令和7年度税制改正が反映されず、「市民税非課税」でも介護保険料の算定では「市民税課税」と

みなす等の特例が適用される場合があります。詳しくは市ホームページ、または6月中旬に発送する納入通知書等をご覧ください。

☎介護保険課☎963-9168、HP85246

### 越谷市空家等対策協議会委員募集

▶任期：7月1日(水)～令和10年6月30日(金)  
▶内容：越谷市空家等対策計画の実施状況等について(会議は原則平日の日中、年2回程度)  
▶対象：次の①～③のすべてに該当する方3人以内。①市内在住・在勤・在学または市内で活動している満18歳以上 ②越谷市の職員でない ③ほかの審議会等の公募委員でない  
▶報酬：1回8,500円  
▶申込み：4月6日(月)～5月8日(金)(消印有効)。電子申請。または、「越谷市の空家対策に関するあなたの考え」をテーマとした作文(400字以内)と紙面上部の**必須事項**・応募動機・自己PRを記入した応募用紙(窓口で配布、市ホームページから印刷可)を郵送、窓口へ  
☎建築住宅課(本庁舎6階)☎963-9205、HP83666



### 越谷市立学校適正規模・適正配置審議会委員募集

▶任期：2年(委嘱は7月以降を予定)  
▶内容：今後の児童生徒数の減少や校舎の老朽化を踏まえ、越谷市立小中学校の適正規模、適正配置の関連事項についての審議  
▶対象：市内在住・在勤・在学の方3人  
▶申込み：4月6日(月)～5月8日(金)(必着)。「将来をみすえた今後の学校教育と市の特性にふさわしい小中学校のあり方について」をテーマとした作文(800文字程度、A4サイズ横書き、様式自由)と紙面上部の**必須事項**・年齢・性別を記入した書類を郵送、メール、窓口へ  
☎学校管理課(第二庁舎3階)☎963-9282、Egakkokanri@city.koshigaya.lg.jp、HP117437

### 「ホンネdeこしがや～市長と話そう 越谷の未来!～」懇談希望団体募集

まちづくりに取り組んでいる皆さんのところへ福田市長が訪問し、意見交換を行います。懇談を希望する団体を募集していますので、申し込み方法や実施内容などは市ホームページをご覧ください。  
☎秘書課☎963-9111、HP66672

## 第8次越谷市行政改革大綱および実施計画の策定

計画期間 ……  
令和8年度～12年度の5年間

基本方針 ……  
(1)効率的・効果的な行政運営の推進  
(2)経営資源の有効活用  
(3)健全な財政運営の維持・強化

### 推進事項

3つの主要推進事項と13の具体的推進事項を定め、これらを踏まえた46項目の取り組みを実施計画として設定しました。詳しくは市ホームページ、行政資料コーナー(エントランス棟2階)でご覧になれます。

☎行政管理課☎963-9313、HP116837



## 7月1日から下水道使用料を改定します

9月以降の検針分(請求分)より、月額で税抜き250円の増額となります。近年の物価上昇や人口減少への対応と、大規模な災害や事故への備えとして、下水道使用料を改定し、下水道を将来にわたって持続可能なものとするために経営の改善を図る必要があります。

今後も経営改善に取り組み、下水道を快適に使用いただけるよう適正な維持管理に努めていきます。

☎下水道経営課☎963-9206、HP9538

### 使用料(1カ月当たり・税抜き)

汚水量	現行		改定後	
	基本使用料	超過使用料(1mlにつき)	基本使用料	超過使用料(1mlにつき)
6m <sup>3</sup> まで	800円	—	1,050円	—
6m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで		110円		110円
20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで		120円		120円
50m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで		132円		132円
200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで		142円		142円
500m <sup>3</sup> を超える分		150円		150円

\*用途は一般用